

総務文教委員会 主な審査内容



本会議に出された議案を専門的に審査する必要があるときは、付託つちやうて総務文教委員会や生活環境委員会に審査を任せるんじや。

大竹市火災予防条例及び大竹市火入れに関する条例の一部改正について

Q 神社仏閣における儀式での火の使用についてでも届け出が必要か問う。

A 大竹市火入れに関する条例においては、火入れは立木・草・その他の堆積物を面的に焼却する行為であり、神社仏閣での火の使用については、届け出の必要がない。しかし、大竹市火災予防条例においては、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出が必要になる。

工事請負契約の締結について

(玖波地域交流施設建設工事・機械設備工事)

Q 本事業は、工期遅延となれば地域活動や市民の生活に影響が生じる。請負事業者は本店ではなく広島営業所が担当することだが、選定にあたり施工時の安全管理体制等をどのように評価されたのか問う。

A 落札した営業所は、入札資格をクリアしているという事で応札いただいており、大丈夫だと考えている。もともと大竹市に入札参加資格を持っている事業者であり、資格能力は十分有していると判断している。

大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

Q 前回の市議会議員一般選挙、市長選挙において、候補者が選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターに要した費用を問う。

A 令和5年の市議会議員一般選挙における選挙運動用ビラ4千枚の作成に要した費用は、候補者の最高額が3万9200円、1枚当たりの単価773円。最低額が3万円、単価755円。平均額が3万8005円、単価777円である。同選挙における選挙運動用ポスター91枚の作成に要した費用は、候補者の最高額が15万4700円、単価1700円。最低額が10万3950円、単価11423円。平均額が14万5371円、単価1597円である。

山地番の地番変更に伴う

関係条例の整理について

Q 法務局による重複地番の解消作業に伴う山地番の地番変更の実施により、市が管理する公の施設の関係条例内所在地の地番を変更する必要があるものがあるが、議案5件の施設について、どのような経緯から事態の把握がされたのかを問う。

A 指定管理者の確認等をしてきた際に気づいた。同様の施設がないか確認

したところ、5件の公の施設について、地番の変更対応ができていないことが判明したため、今回の議案提出に至った。

大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について

Q 住登外者が本市にどの程度いるのか問う。

A 住登外者とは、市に住民登録がないが、市の行政サービスを利用したり、税金等の支払義務を有したりする人のことである。本市における総数は把握していないが、固定資産税関係では2152人、医療費関係では46人、市民税関係では35人、介護保険関係では42人、生活保護関係では7人、障害者福祉関係では24人である。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

Q 本市の職員の採用や離職の状況を問う。

A 正確な数字は持ち合わせていないが、今年度第3回目の採用試験を行っているところであり、なかなか十分な人員確保・採用ができていな

い。また、例年数人は、離職をしている状況である。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

Q 大竹市特別職報酬等審議会の議事録は、市民の方が確認することはできるのか問う。

A 情報公開コーナーに資料を置いてあるので、自由にご覧いただくことが可能である。

Q なぜ市長が政務活動費のみならず、議員報酬、そして市の三役の報酬まで大竹市特別職報酬等審議会に諮問されたのか問う。

A 今の日本の政治の状況を考えると、立候補者が少ない非常に悲しい状況にある。市民の皆様にご負担をお願いすることにはなるが、他に収入があり生活に余裕のある人しか議員になれないような仕組みがあつてはならないという思いから、報酬等審議会に対し、第三者的な立場から公平にご審議いただきたいとお願いした。

Q 5回目の報酬等審議会でのような議論が行われたのか問う。

A 前回の答申に係る付帯意見で、『今後社会情勢に急激な変化が見受けられるような場合であって、市長等の給料や議員報酬の額に影響を及ぼすと判断した場合には、県内市町および中国地方の自治体等の状況を注視しつつ、適切な時期に報酬等審議会へ諮問することが望ましいという意見をいただいている。

今回、8月の人事院勧告において、給与の引き上げが行われた。これまでは、若年層の給与の引き上げが中心であった人事院勧告だったが、国で言う指定職、市における特別職の給料が類似しているような職員についても大幅な改定が見られた。

こうした状況を受け、この人事院勧告の影響をどのように考えるかという形では、諮問をさせていただいた。

前回の金額をベースに考えて、この社会情勢の変化をどのように考えるかということで、諮問させていただいた結果が今回の11月28日の審議会ということになる。

まだ議事録ができていないが、この状況を審議会の委員は理解されたうえで、改定の必要性を認識されたが、上げ幅については慎重なご意見が多かった。

令和7年度
大竹市一般会計補正予算(第7号)

Q 物価高騰対応子育て応援手当支給事業の給付対象者と今後のスケジュールについて問う。

A 物価高騰対応子育て応援手当支給事業の給付対象者は、原則として令和7年9月分の児童手当の支給対象児童、及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童となる。市が児童手当を支給している児童に対して通知を送り、2月末までには振り込みができるように準備を進めたいと考えている。

Q 商工振興事業のクーポン券発行は、いわゆるコイちゃんクーポンのことだと思うが、いつ開始まるのか。

A 2月末までに市民の方に配布し、3月から5月くらいで使っていただけることを目指している。

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決

本会議へ

討論

選挙公費について、反対討論では「現状の単価設定でも相場より高く水増し請求の温床になり得る」「金のかからない選挙の理念に反する」との主張がなされた。一方、賛成討論では「物価高騰への対応が必要であり、資金力のない人材に対する公平性確保のため国の基準に合わせるべき」との意見が出された。

議員報酬と補正予算について、反対討論は「物価高で市民生活が困窮する中、予算は市民優先であるべき」「なり手不足対策よりも定数削減などの改革が先決」「公務活動費を増額したばかりで理解が得られない」と討論があった。補正予算案については、子育て支援策等は評価しつつも、反対する報酬増額分の予算が一体となっていることを理由に反対した。

賛成討論は、「公職の報酬だからこそ第三者機関である報酬等審議会の答申を尊重すべき」「約30年間据え置かれた経緯や物価上昇の実態を考慮すべき」「報酬抑制は将来的ななり手不足を加速させる」として、報酬改定とそれに伴う予算の必要性を訴えた。

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

第5回定例会は、令和7年11月27日～12月12日の16日間行われました。
詳細については、令和8年3月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。



大竹市大竹駅前交流広場設置及び管理条例の制定について

Q 大竹駅前交流広場を指定管理とする場合、指定管理者の役割として施設の維持管理だけでなく、イベントの提案や情報発信等、賑わい創出に関する事も考えているのか。また指定管理とする時期について問う。

A 条例案は、公の施設としての基本的な事項を定めるものであり、具体的な定めはないが、指定管理者の役割は施設の維持管理のみではなく、第1条に規定する賑わいの創出も含まれると考えている。今後、指定管理者を選定する際には、賑わいの創出に寄与する提案も判断基準の一つになると考えている。大竹駅前交流広場の整備終了後、当面は市が管理する予定である。指定管理を行う時期は、大竹駅西口駐輪場の再整備の方向性が定まった後に、駐輪場、駐車場、及び大竹駅前交流広場を一体として指定管理することも考えられる。

大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

Q 乳幼児健診の情報共有について、改正により事務が効率化されることと考えられるが、情報の伝達ミスや漏れが起こらないような工夫やチェック体制について問う。

A 乳幼児健診の未受診者については、保護者の同意を得たうえで、市と保育所が健康診査情報を共有し、健診を受けたものとみなす運用が可能とされました。嘱託医による健診の重要性は維持しつつ、情報の適切な活用により、事務の効率化と確認体制の確保を図ります。

大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

Q 本市で適用の対象となる事業所などの位あるのか、それら事業所に新たな負担や影響が有るのかを問う。

A 本市で適用の対象となる事業所は、公立を含めた認可保育所3、認定こども園3、小規模保育事業1の計7施設である。これまでも、虐待の禁止に関する規定に基づき、事業者が虐待等の疑われる事実を発見した場合、国のガイドライン等に従い対応していた。今回の改正は、職員が児童に対して行った虐待を発見した際の通報義務等の仕組みを設けたものであり、従来の内容と大きくは変わらなず負担は限定的であり、大きな影響はないものと考えている。

大竹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について・大竹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

Q 乳児等通園支援事業について、令和8年4月から、3つの事業者が実施予定とされているが、受け入れの児童数及び延べ時間など、どれくらいの規模を想定しているのか、実施する事業者の職員不足等の課題はないのかを問う。

A 未就園児数の見込みに基づいて作成した「子ども子育て支援事業計画」では、初年度8名、延べ利用時間9360時間の計画としている。また事業者は、2つの活用型のうち、多くは余裕活用型乳児等通園支援事業になるのではないかと考えており、現状の定員の範囲の中で預かる事になり、開始時に新たな雇用が必要になる事はないものと考えている。

令和7年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

Q 介護人材の資格研修等に要する債務負担行為について、本年度の実績、現時点の評価と今後の展開について問う。

A 令和7年度に実施した介護職員初任者研修では、最終的に14名が研修を受講して資格を取得し、そのうち4

名は新たな就労が決定している。この研修が人材確保に効果があったと評価している。引き続き令和8年度も研修の実施を予定している。

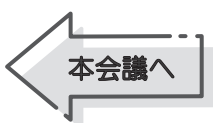
令和7年度大竹市下水道事業会計補正予算(第3号)について

Q 今後、大竹処理区(白石合流幹線)の改築更新工事を実施する予定であるが、市民生活に影響等はないかを問う。

A 下水道管路は地中深くに埋設されており、改築更新工事においては、道路の掘削などは行わない予定であり、一部地上での工事はあるが、市民生活に与える影響はないものと考えている。

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決

生活環境委員会 主な審査内容